

令和7年度 指導監査実施方針

【保育所・幼保連携型認定こども園・地域型保育事業・社会福祉法人】

横浜市こども青少年局監査課

令和7年度は「こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン」の初年度として、計画に定める目標・方向性の実現に向け、全てのこどものウェルビーイングを支える取組や、子育て家庭が実感できる「ゆとり」を生み出すための取組をはじめ、切れ目のない総合的なこども・子育て支援の充実を目指しています。様々な施策を展開する中で、こどもの安全・安心を確保する指導監査は重要な役割を担っています。

今年度も引き続き、実地監査を中心に施設を運営する法人や事業者の運営状況等について確認するとともに、施設における職員の配置・保育状況、子どもの安全管理や保育の質の向上について検査・指導を行います。これにより、時代のニーズに合わせた指導監査を行い、施設等の適正な運営と子どもの適切な処遇を確保します。

《重点事項》

1 適正な施設・事業運営の確保

- (1) 職員配置基準に定める職員数及び資格を満たしているか。
- (2) 安全計画を策定し、研修や避難訓練、救命救急訓練等、安全対策を実施しているか。
- (3) 事故発生時の緊急対応等が適切に行われているか。また、事故の再発防止策を講じ、職員間で周知徹底しているか。
- (4) 職員の状況を把握するため、雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか。
- (5) 職員の離職により、施設運営や子どもの処遇に影響が出でていないか。また、組織として職員の定着促進及び離職防止に努めているか。

2 適切な保育・教育の提供

- (1) 子どもの人権に十分に配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重した適切な保育・教育を行っているか。
- (2) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。食事における誤嚥及び窒息、食物アレルギー・異物混入等の事故防止対策が徹底されているか。
- (3) プール活動・水遊び、園外活動時、送迎時、その他保育・教育中の事故防止に配慮しているか。
- (4) 保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき必要な指導計画等を適切に作成しているか。
- (5) 提供する保育・教育の質の評価を自ら行い、常に改善を図っているか。
- (6) 施設の設備や環境を整え、保健的環境や安全の確保に努めているか。

3 適正で安全な給食の提供

- (1) 給食の献立について、変化に富み、子どもの健全な発育に必要な給与栄養量を確保し、かつ身体的状況及び嗜好を考慮しているか。
- (2) 調理従事者の衛生管理、食器・調理器具等の洗浄・消毒及び食品の適正な取扱い等、衛生的な環境整備に努めているか。
- (3) 子どもの健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めているか。

4 適正な会計処理の実施

- (1) 会計に関する諸記録や財産及び収支の状況を明らかにする帳簿を整備しているか。

- (2) 特定教育・保育及び特定地域型保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。
- (3) 委託費を施設運営に要する適切な用途に対して支出しているか。
- (4) 委託費の弾力運用を行う場合は、必要な手続を経ているか。
- (5) 当期末支払資金残高は、当該年度の委託費収入の30%以下の保有としているか。
- (6) 委託費を原資とした同一法人内における貸付について、年度内に清算しているか。法人外への貸付を行っていないか。
- (7) 地域型保育給付費等について、特定地域型保育等に要する費用に沿った支出としているか。

5 社会福祉法人の適正な運営

- (1) 評議員及び役員について、法律の要件を満たす者が法令及び定款に定める手続きにより選任しているか。
- (2) 評議員会・理事会の決議及び議事録の作成、保存を適切に行っているか。
- (3) 法人経理規程が現行の法令又は通知に則した内容となっているか。
- (4) 会計責任者と出納職員の兼務を避けるなど、内部牽制に配意した体制になっているか。
- (5) 契約締結に際し国通知や経理規程に定める入札・見積合わせの手続を適正に行っているか。
- (6) 計算書類、附属明細書、計算書類に対する注記及び財産目録は適正に作成しているか。